

緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 90 2019年3月1日 JR東労組

労働者として団結し**団体交渉**で 労働条件向上を目指していこう！

JR東労組は「安全・健康・ゆとり・働きがい」の実現を目指して団体交渉などを含め、様々な運動を展開しています。

施策を実施するにあたり、会社から労働組合に対して説明や提案がされて、申し入れをして団体交渉を行います。施策を円滑に実施するために、労使で施策の内容、安全、労働条件(時間、設備、環境、教育)等の議論をします。少しでも良い条件で施策の実施ができるように、実際に職場で働いている組合員の声・現実に基づいて団体交渉を行うのです。

一つでも多くの組合員の声・職場現実によって、私たち自身の働く環境が改善されていきます。



安全・健康・ゆとり・働きがいの実現を目指すぞ！

団体交渉とは・・・

労働条件の改善などを求め、労働者が団結して労働組合を結成し、使用者側と交渉を行うことです。労働者と使用者が個別に交渉を行うと、どうしても労働者が不利になりがちになるので、労使の対等な交渉を実現するために、労働組合が主体となって交渉を進める権利(団体交渉権)が、憲法28条【勤労者の団結権】に認められています。

※ 団体交渉の当事者として、労働組合法に定める要件を満たす労働組合のみが使用者に対して団体交渉を要求できます。

職場の声で働きやすい職場をつくらう！